

安全データシート

作成日:2022年10月11日

SDS 番号:J-1114

第1版

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称:

DAB 色素/基質

製品コード:

415171: シンプルステイン DAB 溶液; 17 ml x 1

415172: シンプルステイン DAB 溶液; 17 ml x 3

415174: シンプルステイン DAB 溶液; 17 ml x 9

供給者の会社名:

株式会社ニチレイバイオサイエンス

住所:

東京都中央区築地 6-19-20

担当部門:

品質保証部

電話番号:

81-3-3248-2207

FAX 番号:

81-3-3248-2243

メールアドレス:

n1060x005@nichirei.co.jp

緊急連絡電話番号:

03-3248-2207

推奨用途及び使用上の制限:

免疫組織化学染色用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類:

物理化学的危険性

引火性液体および蒸気区分 3

健康有害性

生殖細胞変異原性 区分 1B

生殖毒性 区分 1A

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 2(肝臓)

環境有害性

-

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

引火性液体及び蒸気

遺伝性疾患のおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

長期にわたる又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ

注意書き

安全対策:

使用前に取扱説明書入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。

禁煙。

応急措置:	保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 皮膚(または髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水で洗うこと。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
保管:	気分が悪い時は、医師の診察/手当てを受けること。 換気の良い冷所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。
廃棄:	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質の区別:混合物

化学名 又は一般名	濃度又は 濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法	安衛法	
塩酸	<0.5%	HCl	1-215	別表第 9 の 98	7647-01-0
3,3'-ジアミノベンジ ジン四塩酸塩	<2%	C ₁₂ H ₁₄ N ₄ .4ClH	(4)-1475 (2)-215	-	7411-49-6
エタノール	<4%	C ₂ H ₆ O	2-202	別表第 9 の 61	64-17-5
過酸化水素	<0.1%	H ₂ O ₂	1-419	別表第 9 の 126	7722-84-1
塩類水溶液	以上 90.3%	H ₂ O		-	-

分類に寄与する不純物及び安定化添加物:情報なし

労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第五十七条、政令第十七条別表第三第一号及び第十八条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)	エタノール(政令番号:別表第 9 の 61)(>9%) エタノール(政令番号:別表第 9 の 61)(>9%)、塩酸(別表第 9 の 98)(>0.5%)
劇毒法	非該当(本品の塩酸濃度が 10% 以下のため) 非該当(本品の過酸化水素濃度が 6% 以下のため)	
化審法	優先評価物質(法第 2 条第 5 項)	過酸化水素(官報公示整理番号: 1-419)

4. 応急措置

暴露措置による応急処置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
 ばく露又はその懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受け

皮膚に付着した場合	<p>ること。</p> <p>直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。</p> <p>直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。</p> <p>皮膚を速やかに洗浄すること。</p> <p>多量の水と石鹼で洗うこと。</p> <p>気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>ばく露又はその懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受けること。</p>
眼に入った場合	<p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>口をすすぐこと。</p> <p>ばく露又はその懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。</p>
5. 火災時の措置	
消火剤	<p>水噴霧、対アルコール性泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類</p>
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	<p>利用可能な情報は無い</p> <p>これらの物質のあるものは燃えるが、容易に発火するものはない。</p> <p>熱で容器が爆発するおそれがある。</p> <p>火災時に刺激性、腐食性及び／又は毒性のガスを発生するおそれがある。</p>
特有の消火方法	<p>危険でなければ火災区域から容器を移動する。</p> <p>消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。</p>
消火を行う者の保護	<p>空気式呼吸器(SCBA)を着用する。</p> <p>防火服は火災時に限られた防護をするに過ぎない。</p>
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具 及び緊急時措置	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> <p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。</p> <p>関係者以外は近づけない。</p> <p>風上に留まる。</p> <p>作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。</p> <p>低地から離れる。</p>
環境に対する注意事項	<p>環境中に放出してはならない。</p> <p>河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。</p> <p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p>
封じ込め及び浄化の方法・機材	<p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。</p>

少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱及び保管上の注意

取扱

技術的対策 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項 使用前に使用説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
眼に入れないこと。
空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
使用前に使用説明書を入手すること。

接触回避 『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。
酸化剤から離して保管する。
容器は直射日光や火気を避けること。
容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
安全な容器包装材料 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

	許容濃度	許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
		日本産衛学会	ACGIH
塩酸	未設定	5ppm 7.5mg/m ³ (最大許容濃度)	STEL (C) 2ppm (2009年版)
3,3'-ジアミノベンジジン四塩酸塩	未設定	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定	TLV-STEL 1000ppm
過酸化水素	未設定	未設定	時間加重平均暴露限界 (TLV-TWA) 1ppm
塩類水溶液	未設定	未設定	未設定

設備対策

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

呼吸器の保護具	必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。 換気が不十分な場合には、適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	保護手袋を着用すること。
眼の保護具	眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護具	顔面用の保護具を着用すること。 保護衣を着用すること。 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	無色
臭い	無臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発限界及び爆発上限界/可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
<i>n</i> -オクタノール/水分配係数 (log 値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び/又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
化学的安定性	通常の保管および取扱いの条件においては安定である。
危険有害反応可能性	過剰な圧力又は熱を放出する危険有害な反応又は重合は起こらない。
避けるべき条件	高温、加熱、火花または裸火。
混触危険物質	酸化剤。
有害な分解生成物	一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当しない)のため、区分に該当しないが、毒性未知成分を0.6%未満含むことから、分類できないに変更。
	経皮	既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当

	しない)のため、区分に該当しないが、毒性未知成分を0.8%未満含むことから、分類できないに変更。
吸入 (蒸気)	既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当しない)のため、区分に該当しないが、毒性未知成分を0.8%未満含むことから、分類できないに変更。
吸入 (ミスト)	既知の成分がすべて同一の分類区分(区分に該当しない)のため、区分に該当しないが、毒性未知成分を9%未満含むことから、分類できないに変更。
皮膚腐食性/刺激性	加算方式による成分合計が濃度限界(1%)以上のため、区分3に該当するが、対象国危険有害性区分補正処理により区分3から区分に該当しないに変更。更に毒性未知成分を0.6%未満含むことから、分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	加算方式による成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないが、毒性が未知の成分を0.6%未満含むことから分類できないに変更。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないが、毒性未知成分を8%未満含むことから、分類できないに変更。
皮膚感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないが、毒性未知成分を8%未満含むことから、分類できないに変更。
生殖細胞変異原性	エタノールが区分1Bで濃度限界(0.1%)以上のため、区分1Bに該当。危険有害性情報:H340 遺伝性疾患のおそれ
発がん性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないが、毒性が未知の成分を8%未満含有するため、分類できないに変更。
生殖毒性	エタノールが区分1Aで、濃度限界(0.3%)以上の為、区分1Aに該当。危険有害性情報:H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しない。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	エタノール濃度が9%未満 \geq 1%のため、区分2(肝臓)に該当。危険有害性情報:H373 長期にわたる又は反復ばく露による肝臓の障害のおそれ
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できない。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	加算法による既知の区分濃度が濃度限界(25%)未満のため、区分に該当しない。
水生環境有害性 長期(慢性)	加算法による既知の区分濃度が濃度限界(25%)未満のため、区分に該当しないが、毒性未知成分を0.1%未満含むことから、分類できないに変更。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p>
汚染容器及び包装	<p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>

14. 輸送上の注意

本品は危険物に該当しない。

国際規則	Regulatory Information by Sea	Complied with IMO.
	Regulatory Information by Air	Complied with ICAO/IATA.
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	航空規制情報	航空法の規定に従う。

15. 適用法令

労働安全衛生法	<p>名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第五十七条、政令第十七条別表第三第一号及び第十八条)(エタノール)</p> <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)(エタノール)(塩酸)</p>
毒劇法	非該当
化審法	非該当
化管法	非該当
船舶法	非該当
航空法	非該当
消防法	非該当

16. その他の情報

連絡先	株式会社ニチレイバイオサイエンス
参考文献	<p>NITE GHS 分類公表データ</p> <p>EU CLP Regulation, Annex VI</p> <p>RTECS</p> <p>ECHA C&L Inventory Database</p> <p>記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。</p>